

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

弘前市

2 構造改革特別区域の名称

弘前IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

弘前市の区域の一部(旧弘前市の全域)

4 構造改革特別区域の特性

弘前市は、平成18年2月27日岩木町、相馬村との市町村合併により、人口約19万人、面積約523平方キロメートルの新市としてスタートした青森県津軽地方の産業・文化の中心都市である。当市は津軽平野の南部に位置し、文化面では国立大学法人弘前大学をはじめとする、数多くの教育施設を備えた学都として栄え、産業面では、りんごや米を中心に津軽塗やブナコ細工など、地域に根ざした伝統文化も息付いており、街の中心部には弘前城をはじめ数多くの名所旧跡を随所に残し、緑濃い自然景観に恵まれた都市である。

17世紀はじめから明治維新までの約260年間にわたり、津軽藩10万石の城下町として弘前市は、津軽地方の政治・文化・経済の中心的な役割を担ってきた。また、明治22年4月1日に、全国30市とともに最初の市制を施行し、平成元年には、市制100周年を迎えている。

弘前市は津軽地域における経済拠点として、商業機能が集積してきたが、近年、郊外への大型店の進出や近隣市町村への大型店の出店などに伴い、中心商店街の活力が低下するなど、長引く景気低迷や企業立地の減少、雇用不安など、厳しい社会経済情勢が続いており、今後は都市間競争の激化や地方分権化、少子高齢化などといった新たな社会環境への対応も求められている状況である。

本市では、「平成12年弘前市総合計画」において、「地域資源を活用した豊かな産業のまち」を目標とする将来像のひとつとして位置づけており、これを実現するための一手段として「弘前市地域情報化計画」を平成14年に策定している。これらの計画に基づいて地域情報化

を推進してきたところであり、市民生活の向上を目的とした各種行政情報の市民への提供等、情報技術利活用による施策の推進を図ってきたところである。

しかし、ブロードバンドやモバイル、デジタル放送、情報端末の急速な普及など、情報化が急激に進展する中、地域の産業界においては、こうした状況に十分な対応ができていない企業も多く、求人動向などにおいても、基礎的な通信技術を習得した人材のニーズが高い状況である反面、IT技術に通じた人材が豊富とは言えず、雇用のミスマッチが生じている状況である。

とりわけ、中小企業をはじめとする地域内企業は、これまで以上の合理化・効率化が迫られており、情報技術の導入はその有効な手段と考えられることから、地域内におけるIT人材の潜在的なニーズは高いと考えられる。

青森県や弘前市の雇用状況については、平成16年度の有効求人倍率は平成15年度から若干改善傾向にあるものの、全国平均に比べると大きく下回るなど長期にわたって停滞しており、当該地域における雇用対策としての人材育成は急務となっている。

(表)有効求人倍率の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
全国	0.49	0.62	0.56	0.56	0.69	0.86
青森県	0.34	0.40	0.30	0.30	0.31	0.35
弘前市	0.26	0.31	0.21	0.25	0.27	0.43

(出典)「全国」及び「青森県」は青森労働局ホームページ、「弘前市」はハローワーク弘前

こうしたことから、弘前市のなかでも教育機関や商工業事業者が集積している合併前の旧弘前市のエリアにおいて特例措置を適用することで、高等教育機関や専門学校、商工団体など、情報通信技術に関わる地域資源を十分に活用しながら、地場企業の情報化を進めたいと考えている。それに加え長期的には、IT企業の立地へとつながる人材の育成を促進することが、地域経済の活性化や雇用確保を実現する観点から強く求められている状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

1990年代後半から急速に普及した情報通信技術は今後もますます進展することが見込まれ、情報通信技術分野について基礎的な知識を持つ人材は、情報関連産業ばかりでなく、多くの産業分野において必要不可欠なものとなり、携帯電話や電子メール、ウェブサイト、電子商取引等がビジネスの分野で広く利用されるようになってきた。

平成13年、政府はIT戦略本部を設置し、平成18年までに世界最先端のIT国家となることを目標とした「e-Japan戦略」を策定した。「e-Japan戦略」を受け、インフラ整備や電子商取引、電子政府、人材育成等を重点分野として施策が講じられた結果、全国レベルでネットワークの整備が急速に進行している。平成16年には「e-Japan戦略Ⅱ」が策定され、医療や食、教育、行政サービス等における情報技術の利活用が進められている。

本市でも、平成12年3月に策定した「弘前市総合計画」における各分野の政策目標を実現するための一手段として地域情報化を位置づけ、平成14年3月に「弘前市地域情報化計画」を策定し、情報通信基盤整備や人材育成等に取り組んでいくこととしており、とりわけ、情報通信技術に強い人材を育成することを重点項目のひとつとしている。

そこで本市では、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格として位置づけられている「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の午前試験を免除する特例措置を適用することにより、受験者の負担が軽減され、学生の就職支援や社会人のキャリアアップに寄与するとともに、地域情報化の推進の牽引役となるべきIT人材の育成を目指す。高度なIT技術を持った人材が地域内から供給され、即戦力となる人材の確保が容易となることで、商工業を中心に民間企業によるIT経営やITの導入が着実に推進され、地域内企業の再生・活性化が実現、長期的には情報技術系企業の立地環境が整備されることになり、雇用の拡大へとつながるものと期待される。

また、講座の開設者は市内の教育機関を対象とし、地域の情報処理教育を促進しながら、学生の情報能力の向上による人材育成と雇用拡大を同時に図っていく考えである。

このように、地域経済を構成する企業や人材、学校等のニーズを汲み取り、構造改革特区を適用することでより良い環境を構築していくことは、人材育成や情報化を通じた地域経済の活性化へとつながるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特区申請は、地域の情報化を推進していく上で牽引役となるべき人材の育成と強化を目指すものであるため、資格試験の合格率の向上を短期的な目標とし、地域産業の活性化を長期的な目標として掲げる。

(1) 資格合格率の向上によるIT人材育成

特例措置として午前試験の免除を行い、情報技術に関する国家資格の取得を推進することは、IT人材を育成するための有効な手段であると考えられる。この特例によって午後の実務的試験分野に集中できるなど、受験者の負担が大きく軽減し、合格率の向上が見込まれるこ

とから、「初級システムアドミニストレーター試験」及び「基本情報技術者試験」においては、全国平均(平成17年度でそれぞれ27.7%・13.5%)の合格率の1.5倍以上を数値目標とする。全国平均の合格率は、青森県平均の合格率(初級システムアドミニストレータ21.3%、基本情報技術者12.7%)と比較するとそれぞれ上回っており、基準とする数値目標としては適当であると考えている。

この数値目標を達成することにより、当該特定事業を実施する市内の情報関係の教育機関を志望する市外からの学生の増加が見込まれるとともに、学生の就職支援や社会人のキャリアアップにも寄与するなど、地域内での質・量両面でのIT人材資源強化が期待される。

(2) 地域経済の活性化

資格取得が促進されることにより、特にIT人材が不足しているといわれる地域中小企業にとって、情報技術に通じた人材の確保や育成が容易となることから、当該企業内での情報活用能力が高まるとともに、地域企業の競争力の強化や新分野への進出等が効果として期待される。

また、IT人材の地域内からの供給等により地域の総合的な情報利活用能力が向上することで、農業など第一次産業の分野でもIT導入が促進され、生産面・販売面などでも経営革新が進むことが期待できる。

さらに、本市で開設される講座を受講するため、市外から通学する受講生が増加することが見込まれ、これによって交流人口の拡大や学校スタッフの雇用の創出も期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回の特区申請によって、次のような経済的社会的効果が期待できる。

(1) IT人材育成と地域企業の情報化推進

当該特例措置を実施することにより、地域情報化が促進されると考えられる。これは、この措置により情報技術の利活用能力を高めた人材が、就職等に資格を有効活用するなど自らのキャリアアップにつなげるだけでなく、地域内で就業し、職場や家庭において情報の利活用を進めるなど、地域の総合的な情報化を牽引する役割を担っていくことが期待できるからである。

情報技術の活用は、IT関連企業のみならず、あらゆる分野の事業体にとって必要不可欠なビジネスの手段となってきた。農業やサービス業分野の比重が比較的大きい当市の産業界にとっても、IT技術の活用は競争力の強化に有効なものであり、戦略的・効率的な経営や

新たな分野開拓などによる競争力向上が可能になると考えられる。

(2) 学生の就業支援と社会人のキャリアアップ

学生にとっては就職時にIT関連の資格が要求されることが増えてきており、特例を活用することで在学中に資格を取得することは、就職活動において有利に働くことが予想される。

また、社会人にとっても、基本情報技術者や初級システムアドミニストレータといった幅広い業務分野に役立てることが可能な資格を取得することは、個人のキャリアアップにつながるものであり、さらに高度なIT技術を取得することで、企業の情報化において中心的な役割を果たす人材となることが期待される。

8 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市においては、「弘前市地域情報化計画」の目標とする地域情報化を推進するための施策として、

- ① 市民生活の向上を目的とした情報の提供
- ② 各種行政情報の市民への提供による政策形成過程への市民参加の促進
- ③ 産業情報のデータベース化や技術の高度化等による地域産業の活性化
- ④ 情報化のための基礎となる情報通信基盤の整備

を掲げており、これらに係る各種事業を実施してきた。

具体的には、市民への情報提供事業として、市ホームページのほかに弘前商工会議所や弘前観光コンベンション協会と共同で「弘前総合情報サイトRing-O Web」を平成14年に開設し、携帯電話やパソコンなどを通して、店舗情報や、交通情報、行政情報などを市民がいつでもどこでも入手することを可能としたほか、平成16年に「まちなか情報センター」を開設し、情報と交流の拠点施設として、地域情報や観光情報のほかに、ジョブカフェあおもりのサテライトスポットもとしての機能も備え、雇用情報を提供している。

この「地域情報化計画」は平成18年度中に見直しを行うこととなっており、見直しの中では、地域情報化を牽引するIT人材の育成をさらに推し進めていくための事業を盛り込むとともに、本特例措置の活用により市民の情報利活用能力の底上げが期待できることから、IT人材を有効活用するための施策についても新計画期間内で実施したいと考えている。

別紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

国立大学法人 弘前大学（弘前市文京町 1）

学校法人柴田学園 東北コンピュータ専門学校（弘前市上瓦ヶ町 12）

3 当該規制の特例措置の適用を開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

① 弘前大学 初級システムアドミニストレータ講座

添付書類(表 1)に記載のとおり。

② 東北コンピュータ専門学校 初級システムアドミニストレータ講座

添付書類(表 2)に記載のとおり。

(2) 修了認定の基準

各校が定める出席率を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(各校が定める基準)

① 弘前大学

・当該講座の 3 分の 2 以上

・弘前大学理工学部電子情報システム工学科において、平成 16 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日の期間に「コンピュータ入門講座」(添付書類 表 3)を 3 分の 2 以上の出席をもって履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、弘前大学に在学しているものについては、補講カリキュラム(添付書類 表 4)の履修をもって初級システムアドミニストレータ講座における履修計画を修了したものと(添付書類 表 5)、修了認定に係る試験を受

験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

- ② 東北コンピュータ専門学校
 - ・当該講座の4分の3以上

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に修了認定に係る試験を実施する。試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、特例措置を活用したカリキュラム実施により受験者の負担が軽減され、情報技術分野において優秀な人材を確保することが可能となる。

また、本特定事業に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得るとともに、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかについて、経済産業大臣に協議するものとする。

別紙 2

1 特定事業の名称

1132(1144)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

国立大学法人 弘前大学（弘前市文京町 1）

S.K.K.情報ビジネス専門学校（弘前市徳田町 1-3）

学校法人柴田学園 東北コンピュータ専門学校（弘前市上瓦ヶ町 12）

3 当該規制の特例措置の適用を開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

① 弘前大学 基本情報技術者試験講座

添付書類(表 6)に記載のとおり。

② S.K.K.情報ビジネス専門学校 基本情報技術者試験講座

添付書類(表 7)に記載のとおり。

③ 東北コンピュータ専門学校 基本情報技術者試験講座

添付書類(表 8)に記載のとおり。

(2) 修了認定の基準

各校が定める出席率を満たした受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(各校が定める基準)

① 弘前大学

・当該講座の 3 分の 2 以上

・弘前大学理工学部電子情報システム工学科において、平成 16 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日の期間に「コンピュータ入門講座」(添付書類 表 3)を 3 分の 2 以上の出席

をもって履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、弘前大学に在学しているものについては、補講カリキュラム(添付書類 表 9)の履修をもって基本情報技術者講座における履修計画を修了したものとし(添付書類 表 10)、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

- ・弘前大学工学部電子情報システム工学科において、平成 16 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日の期間に「コンピュータ入門講座」および「アルゴリズム論」をそれぞれ 3 分の 2 以上の出席をもって履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、弘前大学に在学しているものについては、補講カリキュラムのうち「アルゴリズム論」を除く科目の履修をもって基本情報技術者講座における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

- ② S.K.K.情報ビジネス専門学校 当該講座の 5 分の 4 以上
- ③ 東北コンピュータ専門学校 当該講座の 4 分の 3 以上

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に修了認定に係る試験を実施する。試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、受験者の負担が軽減され、情報技術分野において優秀な人材を確保することが可能となる。

また、本特定事業に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得るとともに、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかについて、経済産業大臣に協議するものとする。